

学校における働き方改革取組方針

(令和元年度～令和3年度)



令和元年8月
江田島市教育委員会

はじめに

学校を取り巻く環境は、社会や経済の変化に伴い、より複雑化・多様化しており、学校には、これまで以上に児童生徒に対するきめ細かな対応が求められております。

また、情報化やグローバル化といった社会の急速な変化が進む中、知識を活用し、協働して新たな価値を生み出せるよう、主体的な学びを促す教育も推進する必要があります。

これらの対応を進める中で、教員の業務は多様化し、拡大している状況があります。

このため、江田島市教育委員会においては、教員のモチベーションの向上、児童生徒と向き合う時間の確保を目指し、教員の負担軽減や学校の業務改善を図る取組を実施してまいりました。

こうした取組により、一定の成果が見られる一方、教員の長時間勤務の抜本的な解消には至っておりません。

そこで、学校における働き方改革を実現するため、教員が自らの意欲と能力を最大限に発揮し健康でやりがいをもって働くことができるようにするために、本取組方針を策定することにいたしました。

取組に当たっては、保護者や地域の方々との理解も得ながら、本取組方針に基づき、学校等と密に連携しながら着実に進めてまいります。

江田島市教育委員会教育長 小野藤 訓

1 取組方針策定の趣旨

教員は、授業以外にも成績処理などの教務事務、印刷や諸費会計などの事務的な業務、部活動の指導等に多くの時間を割いている実態がある。また、いじめや不登校などの生徒指導上の課題の複雑化・多様化や、地域や保護者等からの要望への対応など、教員に求められる役割が拡大しており、こうした状況が教員の長時間勤務の要因となっていると考えられる。

こうした実態の改善に向け、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成31年3月18日付け文科初第1497号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行うこと、また、教育委員会は所管する学校に対する時間外勤務の削減に向けた働き方改革に係る方針を示すことが求められていることから、江田島市教育委員会として、本取組方針を策定し、教職員が働きやすい環境を整備するとともに、管理職を中心とした組織的な学校体制を構築し、教職員一人一人の働き方に対する意識を醸成して、江田島市立学校における働き方改革を推進する。

2 現状・課題

江田島市教育委員会では、これまで学校の業務の実態を把握したうえで、平成29年度には、校務支援システムを導入し、指導要録の電子データ化等を進め、平成30年度には部活動休養日の設定や夏季一斉閉庁等、学校の業務改善に係る様々な取組を進めてきた。さらに、教員の業務を補助する教務事務支援員や市費講師の配置、管理職のマネジメントスキルの向上に向けた研修の開催等の支援を実施した。

また、各学校においても、働き方改革の推進体制を整備し、定期的なアンケートによる現状分析を踏まえた業務改善策の検討・実施に取り組んでいる。

これらの取組から、時間外勤務時間については、減少傾向にあるが、さらなる取組が求められている。

そこで、本取組方針を策定するにあたって、江田島市の現状を把握するため、令和元年6月に教職員を対象にアンケート調査を実施した。

令和元年度 江田島市立学校のデータ

(1) 意識調査

項目	小学校	中学校	全体
教員が、児童生徒と向き合う時間が確保できている。	71.4%	75.6%	73.0%
日々の業務の中で充実感を得られている。	84.1%	86.0%	84.8%

教職員間で業務の手助けなど、互いに頼みやすい雰囲気がある。	81.8%	86.0%	83.4%
学校経営目標の達成に向けた取組の立案に全ての教職員が参画している。	85.2%	77.2%	82.1%
新たな取組を行う場合、既存の取組の縮小や廃止など、スクラップアンドビルドを行っている。	69.3%	70.2%	69.7%
働き方改革がなぜ推進されているか理解している。	86.4%	89.5%	87.6%

(2) 労働時間に係る調査

項目	小学校	中学校	全体
教員の1週間当たりの時間外・持ち帰りの時間数	18.7時間	20.0時間	19.2時間
持ち帰り時間を除いた教員の1週間当たりの勤務時間が60時間（月当たりでは、時間外勤務が約80時間）以上の者の割合	14.3%	26.7%	19.1%

アンケート調査では、(1)の意識調査から、児童生徒と向き合う時間^{*}が確保できていると感じる割合については、73.0%である。また、日々の業務の中で充実感を得られているという教員は84.8%いる。校内の状況については、互いに頼みやすい雰囲気や取組に対する教職員全員の参画については、肯定的回答80%を超えているものの、新たな取組を行う場合のスクラップアンドビルドについては、70%に達しておらず、既存の取組の見直しがなされていない状況が窺える。また、働き方改革についての理解については87.6%の教職員が理解していると回答している。

(2)の労働時間に係る調査においては、約20%の教員が1週間当たり60時間以上の勤務を行っており、長時間勤務の抜本的な解消には至っていない状況にある。

※「児童生徒と向き合う時間」

授業・授業準備・教材研究・週案・指導案作成、部活動・個別指導（学習指導・進路指導・生徒指導等）など、児童生徒の指導に関係のある業務に従事する時間

3 目標・成果指標

(1) 「児童生徒と向き合う時間の確保」

「学びの変革」の円滑な実施、学習指導要領の改訂や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築し、教員の児童生徒と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図る。

【成果指標】

児童生徒と向き合う時間を確保されていると感じる教員の割合
令和3年度末には85%以上

(2) 「長時間勤務の縮減」

教職員の長時間勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

【成果指標】

時間外勤務が月平均80時間を超える教員の数
令和3年度末までに0人
(目標の達成に向けた取組を実施することで、学校全体の長時間勤務の縮減も図る。)

4 取組

前記の目標を達成するために、次の4つの視点を柱として取組を推進する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備(2) 部活動指導に係る教員の負担軽減(3) 学校における組織マネジメントの確立(4) 教職員の働き方に対する意識の醸成 |
|--|

(1) 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

ア 校務支援システム等ICTの活用促進

生徒の学籍、出欠、成績、保健などの情報を統合的に管理する校務支援システムについて、一層の効率的な運用を図る。また、ICT機器を活用した業務の効率化について、検討を進める。

イ 各種計画、事業、調査・照会等の見直し

- ・学校が作成する各種計画や江田島市教育委員会が実施する各種事業、調査・照会等を見直し、精選や簡素化を図る。
- ・新たな業務を付加する場合には、過度な負担とならないよう配慮する。

ウ 研修の見直し等

教員の負担軽減の視点も踏まえた効果的な研修の在り方や実施時期などの見直しを進める。

エ 教材・学習指導案等の共有化

学校において教材・指導案等の共有化を進めるとともに、全市的な教材・指導案等の共有の仕組みづくりができるよう更に検討を進める。

オ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

児童生徒を取り巻く様々な課題等に対応するため、県費スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置を進めるとともに、子育て支援センター等専門機関との連携を充実させる。

カ 市費による教職員等の配置

学校実態に応じた様々な業務を担うことで、教職員の負担を軽減し、学校の円滑な運営を支援する。

- ・ 学習指導及び生徒指導の充実を図るための常勤講師の配置
- ・ 特別支援教育の推進を図るための学級指導員の配置
- ・ 教育推進加配講師の配置
- ・ ICT活用推進のための講師の配置

キ 学校・教員が担う業務の整理、家庭・地域との連携の推進

- ・ 学校や教員が担う業務について、役割分担や外部委託等、業務の在り方の検討を進める。
- ・ 部活動や勤務時間外の電話対応などに係る教員の負担軽減など、保護者の理解を得た上で取組を推進する。

(2) 部活動指導に係る教員の負担軽減

ア 「中学校部活動の方針」を踏まえた学校における活動方針の策定・徹底

- ・ 江田島市教育委員会が策定した方針を踏まえ、学校において、部活動の方針を策定するとともに、方針に基づいた部活動休養日や活動時間の徹底を図る。
- ・ 校長は、上記の活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

イ 外部人材を活用した取組

- ・ 専門的な技術指導ができる外部指導者の活用を検討し、リストの作成を行う。
- ・ 部活動の指導、引率等を行う部活動指導員の活用など運営体制の充実に向けた検討を進める。

ウ 外部団体等との連携

大会等の統廃合や大会運営の見直し等を関係機関・関係団体に働きかける。

エ 効果的な練習方法等の研修へ参加

県が主催する研修会に積極的に参加させる。

(3) 学校における組織マネジメントの確立

ア 学校における自律的な業務改善・業務削減の推進

- ・学校経営計画に業務改善や教職員の働き方に関する項目を設定し、管理職はその目標・方針に沿って学校経営を行う。また、学校関係者評価を実施し、外部の視点を踏まえた取組の改善・充実を図る。
- ・校内の推進体制を整備した上で、P D C Aサイクルに基づく業務改善・業務削減の取組を全校で進める。また、新たな取組を行う場合は、既存の取組について目的や意義、取組内容等の見直しを行う。
- ・教職員一人一人の業務改善の意識を高めるために、人事評価制度において、各教職員が実施した担当業務の適正化の取組を積極的に評価するなど、評価の活用を推進する。
- ・学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を徹底する。

イ マネジメント研修の充実

教職員の組織管理や時間管理、健康安全管理等をはじめとしたマネジメントに関する県が主催する研修会に教職員を積極的に参加させ、管理職やミドル層の教職員のマネジメントスキルの向上を図る。

ウ 教頭及び事務長等への専決事項の拡大

学校における意思決定の迅速化、事務の効率化のため、教頭、事務長等の専決事項の拡大等を検討する。

(4) 教職員の働き方に対する意識の醸成

ア 学校における勤務時間管理の徹底

- ・教職員の健康管理や長時間勤務の縮減に向け、平成27年4月から運用開始した「入退校時間管理システム」により、教職員の勤務時間を把握し、適正な勤務時間管理を行う。
- ・管理職は、把握した勤務時間を踏まえて、教職員と面談を行い、必要に応じて保健管理医との面談を勧めるなど教職員の健康管理に努める。ま

た、教職員のセルフケアなどの取組を促すとともに、職場のストレス要因の軽減を図る。

- ・各学校で教職員の入退校に係る開錠・施錠時刻の目安を設定することや、教職員が自ら退校予定時刻を毎日設定することなどを通じて、長時間勤務の改善に向けた時間管理の意識改革に取り組む。

イ 学校における定時退校日の推進

1週間のうち平日1日は、部活動休養日と併せた定時退校日を設定し、教職員のワーク・ライフ・バランスを推進する。

ウ 一斉閉庁期間の設定

- ・8月のいわゆるお盆前後の3日間を夏季一斉閉庁日とする。
- ・一斉閉庁の期間の延長や夏季以外の長期休業期間中における閉庁期間の設定について検討する。

エ 教職員全体に対する働き方改革に関する研修の実施

管理職のみならず学校の教職員全体に対しても、勤務時間を意識した働き方を浸透させるために、江田島市教育委員会主催の研修や校内研修の充実を図る。

5 フォローアップ

取組の着実な実行を図るため、勤務実態の調査や毎年度の取組の検証を行うとともに、学校の状況や国の動向等を踏まえ、随時方針の見直しを行う。